

## 市立秋田総合病院改築基本構想策定委員会設置要綱

平成28年8月29日  
理事長決裁

## (設置)

第1条 市立秋田総合病院改築基本構想（以下「基本構想」という。）の策定にあたり、新病院建設について検討するため、市立秋田総合病院改築基本構想策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 基本構想の策定に関すること。
- (2) その他病院改築に関し、必要と認める事項

## (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから理事長が委嘱又は任命する。

- (1) 地域の保健・医療・福祉団体の代表者
  - (2) 医療に関し学識経験を有する者
  - (3) 地方公共団体の職員
  - (4) 地域住民
  - (5) 理事長の指名する理事
  - (6) 前5号に掲げる者のほか、理事長が必要と認める者
- 2 委員会に委員長および副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

## (任期)

第4条 委員の任期は、委員委嘱のときから基本構想の策定が完了するときまでとする。

## (委員長および副委員長)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長は、委員が委員会を欠席する場合には、当該委員の代理者の出席を求めることができる。

## (意見等の聴取)

第7条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

## (庶務)

第8条 委員会の庶務は、経営企画部経営企画室において処理する。

## (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成28年8月29日から施行する。

市立秋田総合病院改築基本構想策定委員会

役職	区分	所属		氏名	備考
	学識経験者	国立大学法人秋田大学医学部	学部長	伊藤 宏	
	地域医療	一般社団法人秋田市医師会	会長	松岡 一志	
	地域福祉	社会福祉法人秋田市社会福祉協議会	会長	野口 良孝	
	地域保健	秋田市保健所	所長	伊藤 千鶴	
	市民代表	川尻地区連合町内会	副会長	加藤 雄次	
		新屋振興会	会長	小島 初男	
	行政	秋田県健康福祉部医務薬事課	課長	佐々木 薫	
		秋田県企画振興部市町村課	課長	奈良 聡	
		秋田市企画財政部	次長	松山 則人	
		秋田市建設部	次長	平山 義尚	
		秋田市都市整備部	理事	佐々木 修	
		秋田市福祉保健部	次長	渡部 厚子	
	病院		理事長	小松 眞史	
			病院長	伊藤 誠司	
			看護部長	吹谷由美子	
			事務局長	本間 斗	

事務局	病院	経営企画部	次長	糟谷 叙裕	
		経営企画室	室長	伊東 孝平	
			参事	伊藤 千歳	
			主事	目黒 崇	